

事業系ごみの減量施策について

1. 減量のポイント

(1) 分別資源化への誘導

- ・可燃ごみにはリサイクル可能な古紙類が依然として含まれているほか、生ごみが大きな割合を占めており、これらの分別資源化が重要。

(2) 産業廃棄物にかかる事業者の処理責任の追及

- ・産業廃棄物である食料品製造業等から排出される動植物性残渣（食品廃棄物等）や廃プラスチック類が市の施設に搬入されているため、排出事業者の処理責任を追及する必要がある。

(3) 排出事業者への情報提供・指導、優良事業者の評価

- ・「ごみ減量・リサイクルガイドライン」を持っていない事業者や、古紙搬入規制について知らない事業者が多いため、情報提供や指導の強化が必要。
- ・ごみの排出を抑制することで企業価値が高まるような評価が必要。

2. 減量施策の方向性（案）

【分別資源化への誘導】

①古紙搬入規制の徹底

- ・古紙搬入規制について排出事業者への周知を徹底（チラシ配布等）、展開検査の厳格化。
- ・改善が見られない場合は社名公表など制裁的措置の導入も視野にさらなる強化を検討。

②びん、缶の搬入規制

- ・収集業者が積替え・保管可能なびん、缶の市施設への搬入を規制。

③食品リサイクルシステムの構築

- ・民間堆肥化処理事業への間接的支援。飼料化ルートの開拓。

【産業廃棄物の処理責任の追及】

④産業廃棄物の搬入規制の強化

- ・展開検査により食料品製造業からの多量の動植物性残渣（食品廃棄物等）や、多量の廃プラスチック類の搬入を規制し、指導。

【排出事業者への情報提供・指導、優良事業者の評価】

⑤より分かりやすいガイドラインの作成・配布

- ・業種別の具体例などを追加記載。

⑥排出事業者説明会の開催

- ・業種ごとの優良事例紹介など。経費削減との関連づけ。

⑦優良事業者の評価

- ・県の「優良リサイクル事業所表彰制度」や環境省の「エコアクション 21」の周知と取組の奨励。